

総合資源エネルギー調査会 新エネルギー部会・電気事業分科会
第5回買取制度小委員会

日時：平成22年1月26日（火）10:32～11:34

場所：経済産業省別館11階 1111号会議室

1.開会

山地委員長

それでは定刻になりましたので、今から第5回買取制度小委員会を開催させていただきます。
ご多用中のところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

まず本日の審議に先立ちまして、本委員会の委員人事についてお知らせいたします。このたび1月1日付で日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会常任理事秋庭悦子様が、国会の同意人事によりまして原子力委員会の常勤委員に就任されることになりまして、総合資源エネルギー調査会の本委員を辞任されることになりました。つきましては柏木新エネルギー部会長、それから鳥居電気事業分科会長のご指名によりまして、日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会の辰巳菊子様に秋庭様の後任として新たに本小委員会の委員に就任していただくことになりました。辰巳様、よろしくお願いたします。

辰巳委員

辰巳でございます。どうぞよろしくお願いたします。

山地委員長

それでは次に、事務局を代表しまして齋藤省エネルギー・新エネルギー部部長よりごあいさつ
いただきます。よろしくお願いたします。

齋藤省エネ・新エネ部部長

皆さん、おはようございます。省エネ・新エネの担当部長の齋藤でございます。昨年11月から新たな買取制度ということで、余剰電力についての買取制度が始まりました。私が昨年7月に着任したころは頻りに皆さま方とお会いしていたというような感じもしますが、そういう意味では久しぶりの委員会です。

私どもも国民の皆さま方あるいはさまざまな方々から、やはりいろいろなご意見をいただくということで、買取制度室というような組織も立ち上げております。ご関係の皆さま方のところにもたくさんのご意見が寄せられていると思いますが、買取制度室にも多い日は100件ぐらいのさ

さまざまな意見が寄せられております。もちろん来年度からは、これからさまざまなサーチャージといったような付加金の話もあります。皆さま方の期待も大変多いということで、そういう意見もありますが、一方では期待だけではなく制度に対する不安といった声も、いろいろなところで聞こえてございます。

今日は、そういう意味では来年度の制度設計にとって一つの新たな方向性を決める委員会です。来年度の買取単価、あるいはサーチャージと呼んでいる付加金みたいなことも今回ご議論になると思っております。私どもはまたいろいろな局面で皆さま方のご意見を賜りながら、今はまた別の場での全種・全量買取あるいは新たな再生可能エネルギーの買取制度の議論も進んでおりますが、まずは足元を固めるという意味で今日の会議に臨みたいと思っております。ぜひどうかご議論いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

山地委員長

ありがとうございました。引き続き資料の確認をお願いいたします。これは渡邊新エネルギー課長、よろしくお願いいたします。

渡邊省エネ・新エネ部新エネ課長

それでは、お手元の資料を確認させていただきます。まず資料の一番上が座席表でして、その後資料1、資料2、資料3が今日のメインの説明の資料になります。それから参考資料なのですが、参考資料1がいわゆる判断基準といわれているものです。この買取制度は「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」、通常は「供給新法」と略しております。この法律に基づいて今回の買取制度をやっておりますが、その詳細を定めた告示が参考資料1です。参考資料2は、今日のご審議の結果出させていただくことになるであろう次の新しい告示の案ということになります。それから参考資料3が、参考資料1の告示の細かな解釈を規定する文章で、「留意事項」と呼んでおります。それから参考資料4は、皆さまにご審議いただいて8月にまとめました取りまとめです。参考資料の1と3と4は既に公開されているものでウェブページでも公開しているものです。それから参考資料5が取りまとめ、これも以前ご審議のときに使わせていただいたものです。参考資料6は、私どもの太陽光発電買取制度室にどういう問い合わせが寄せられているかというのを分析したものです。参考資料7が、現在注目されておりますが、太陽光も含め、再生可能エネルギー全量買取に関する検討が始まっておりまして、それに関する資料です。以上です。

2. 議題

(1)平成 22 年度太陽光発電の新たな買取制度について

山地委員長

資料はよろしいでしょうか。それでは本日の議事に入らせていただきます。

昨年の夏ご審議いただきました太陽光発電の新たな買取制度ですが、昨年 11 月から開始されております。本日は、今年の 4 月からの平成 22 年度の買取価格及び買取りに伴う費用負担であります、いわゆる太陽光サーチャージの単価、この二つの妥当性について審議していきたいと思ます。

まず資料 3 について、多分参考資料も含めて事務局からご説明いただきまして、その後討議の時間としたいと思います。それでは渡邊課長、よろしくお願いいたします。

渡邊省エネ・新エネ部新エネ課長

それでは資料 3 をご覧いただきたいと思ます。まず 1 ページ目ですが、最初に買取価格の方です。現在、住宅用の太陽光は 48 円/kWh、非住宅の方が 24 円/kWh ということになっておりますが、これを 22 年度以降どうするかということです。1 ページ目の上の方ですが、買取価格につきましては太陽光発電の導入状況ですとか、あるいは市場価格の推移等を見ながら毎年度この小委員会で見直していくということです。

次のページ、2 ページ目に市場価格と普及の度合いが出ております。青い方がだんだん増えていますが、昨年 1 月以降、補助金がスタートしまして、その累積の補助金申請件数です。申請に比べて設置は 2 カ月か 3 カ月くらい遅れて設置されてくると。若干の時間差がございますが、ご覧のとおり順調に申請件数が伸びておりまして、約 1 年間で 12 万件を超える状態です。一昨年までが大体年間 4~5 万件という普及でしたので、それに比べると 2 倍以上ということかなと。今のフローベースのペースでいうと 3 倍くらいあるのではないかというくらいの伸びになっています。また、太陽光発電のシステム価格は赤い線グラフになりますが、まだ 1 年しかたっておりませんのでほとんど変化がないという状態です、平均すると 1 キロワット当たり 60 万を超えるぐらいの金額ということです。

結論的に申し上げれば、今の 48 円での買取制度は非常に功を奏していると思ますし、順調に普及していると思ますし、太陽光発電システム自体の市場価格の変化もほとんどないということで、基本的には買取価格の 48 円を変える必要はないと考えられます。

1 ページにもう 1 回戻っていただきまして、1 ページ目の第 3 段落「なお」以下ですが、8 月のこの買取制度小委員会の取りまとめのときにも、制度が 11 月から始まったばかりですので、始ま

ったばかりですぐに単価設定を変えるというのは混乱するのではないかというようなご意見もありました。もともと買取制度小委員会の取りまとめにおいても、23年の3月末までは少なくとも変えないというような整理がされておりますので、以上をもちまして、事務局の案といたしましては、住宅用につきましては48円、非住宅用については24円、ダブル発電もそれと同様で、住宅用につきましては39円、非住宅は20円ということですが、現在の価格と同じで、これを来年度も変えないというのが案です。

次に太陽光サーチャージです。3ページをお願いいたします。買取りに掛かった費用を電気の需要家から回収するということになりますが、太陽光発電促進付加金、いわゆる太陽光サーチャージの単価についてのご説明です。3ページの下の方の、枠の中にございますが、判断基準という大臣告示に算定式があらかじめ書かれております。その算定式に基づいて、具体的な実績の数字と予測の数字を入れまして、毎年度この小委員会において審議いただくということになっております。計算式は3ページの枠の中にもありますし、上の第3段落にもありますが、前の年に掛かった買取りに要した費用から前年の回避可能費用を引いて、それをその年度の想定需要電力量で割るという計算式です。

具体的に申し上げますと、今回の場合は前年というのが平成21年です。21年の買取総額はまだ11月から始まったばかりですので、実質1カ月ぐらいということになります。前年の回避可能費用ですが、ここはまた後でご説明しますが、これを引き算して、それを平成22年度の想定総需要電力量で割り算する。そうすると1キロワットアワー当たりの太陽光発電促進付加金の金額が出てくるということです。要はまだ1カ月しか買取期間がなかったということと、それから回避可能原価なのですが、将来的にはまた変わると思うのですが、もともと電力会社は24円で自主的に買い取るという制度でやってきましたので、今の24円というところが回避可能原価の基礎になってくると思うのです。ですから、そういう意味では48円と24円の差の部分が太陽光サーチャージの計算の方に回るということ。将来は回避可能原価が多分6円とか、そういう数字まで下がってくると思いますので、それはまた原価の洗い替えをしたときに変わるということです。

そういうことでして初年度、今回につきましては、太陽光発電促進付加金は非常に小さくなるということにして、それを計算した表が5ページにございます。電力会社ごとに、表の一番左側が21年の11月からの約1カ月分の買取総額です。それから回避可能費用がありまして、それを引き算したものを、三つ目の欄の22年度想定総需要電力量で割り算します。そうすると、すべての電力会社が小数点2位まで全部0.00円になります。実は小数点3位以下を切り捨てるというルールになっておりますので、すべて0.00円ということになります。従って、サーチャージはキロワットアワー当たり0.00円ですので、どれだけ電力を使っても、掛け算してもゼロ円になるとい

うことで、4月以降1年間は太陽光サーチャージはゼロ円ということになります。従いまして、今回、要は回収できない費用が発生するわけですので、それにつきましては23年度のサーチャージの計算のときに調整するということになります。

あと、6ページですが、「太陽光サーチャージ単価が0.00円/kWhとなる理由」とございます。6ページののところはただ今私をご説明してしまいましたが、買取りの期間がまだ短かったということと、は回避可能費用の考え方が今は少し大きくなっているということです。ということで、4月以降は0.00円ということになります。

7ページ、「行政による広報について」です。既に昨年11月から太陽光買取制度がスタートしておりますので、11月の前にもかなり広報活動をしておりましたが、今回4月に太陽光サーチャージが始まるということで、また一層の広報をしていこうと考えております。

具体的には7ページの第2段落のところでございますが、まず私どもの方に、昨年10月1日に太陽光発電買取制度室という部屋を新設しまして、相談窓口等を開設しております。また、買取制度に関するポータルサイトを運用しております。それから、地方でタウンミーティングをやるということで、全国10カ所において説明会をしまいいりました。ポスターやリーフレットも配布しております。それから、各種媒体を通じた広報もしてございまして、例えば経産省の広報誌があるのですが、これは購読数というかクリック件数が最高記録を更新したと聞いてございまして、割と関心が高いのかなと考えております。

今後の予定としましては、7ページの一番下になりますが、ちょうど4月から太陽光サーチャージが始まるということです。来年度はゼロ円ではあるのですが、形式的には始まるということですので、全需要家様にチラシといいますが、リーフレットを配布する予定にしております。電力会社さんのご協力を得て全戸にリーフレットを配布したいと思います。資源エネルギー庁の名前で、黄色い太陽がにこにこしたマークが付いた小さなチラシが配られると思います。「4月から太陽光付加金が始まります」というものですので、どうかご覧いただきたいと思います。ごみ箱に直行しないように、ご覧いただければと思います。多分電気をお使いの、すべての皆さまのご家庭に入ると思います。ということで、メインの資料3の説明は以上です。

それから、続けて参考資料6です。どういう問い合わせが実際に多いのかというのをちょっとだけご説明します。参考資料6に太陽光発電買取制度室に寄せられた問い合わせの円グラフが載っています。昨年10月から4カ月間の集計ですが、3700件を超えてございまして、1日当たり約50件ということです。実は61%は制度の問い合わせです。それから、受給契約に関する問い合わせが15%。それから7%の部分が言ってみれば、いわゆる不満ということです。

実際こうやって見ると不満は意外と少ないのではないかとと思われるかもしれないのですが、問

い合わせの電話というのは1本当たりの電話時間が比較的短いのですが、不満の電話というのは1本当たりの電話が非常に長くなります。その具体的な内容としては、負担が大きいというか、自分は太陽光発電を入れられないのだけれども負担しなければいけないのが気に入らないというようなお問い合わせが正直言っているということです。

それから2枚目ですが、私の方からいろいろな事業者団体、特に電気をたくさん使っていると思われる事業者団体の方に説明会に行きまして、いろいろな意見交換をしているところです。流通業、例えばコンビニエンスストアですとか、チェーンストア、ドラッグストア、いろいろなところの方とお話しさせていただいておりますが、やはり家庭部門に比べて、商売で電気を使っているというケースがあるということで、太陽光サーチャージの負担がなかなか大変なのですよというような話も聞かれるところです。しかし、これはキロワットアワー当たり幾らということで全需要家に均等に、平等に負担していただくということですので、ぜひご理解くださいということでご説明申し上げております。

ということで、いろいろなご不満の声やお問い合わせはまだあると思いますが、私どもは引き続き慎重にといたしますか、しっかりと対応してまいりたいと思っておりますし、広報活動の方もますます努力していきたいと考えております。ちなみに4月からサーチャージが始まるとまた問い合わせが増えるということで、コールセンターを開設し、今度はプロの方をお願いして対応していくということにしております。説明は以上です。ありがとうございました。

山地委員長

ありがとうございました。それでは今から各委員からご意見をいただきたいと思っております。それでは、発言をご希望の方はネームプレートを立てていただきたいと思っております。いかがでしょうか。

何しろ太陽光サーチャージはゼロ円ですから、論点は二つですね。要するに22年度の買取りの価格、それとサーチャージの決定です。まず岩根委員、それから辰巳委員でいきたいと思っております。

岩根委員

関西電力の岩根でございます。まず行政様におかれましては、昨年11月からの制度開始に伴いましてさまざまな広報活動を精力的に行っていただきましたことに御礼申し上げたいと思っております。

当社、関西電力の受け付け状況ですが、昨年12月における太陽光発電の新規の契約口数が対前年比3倍、先ほどの課長のご説明にあるように、やはり3倍と着実な増加の傾向にございます。今後ますます太陽光発電の普及に伴いまして連系の申し込みや契約などの手続きが膨大なものになってくると考えますが、われわれ電気事業者といたしましても引き続きこれを確実に円滑に

実施するよう努力してまいりたいと思っております。

1点だけ申し上げますと、先ほどの資料3の2ページ、システム価格の推移のところ、ほぼ横ばいになっているのですが、本制度がアナウンスされてからかなりの期間もたっておりまして、導入量も足元でかなり増えている中、まだ低減の兆しが見えていないということに関しましては、われわれとしても気になっているところがございます。本制度は国民の皆さまのご負担により支えていただいております。今後平成23年度以降の買取価格を確実に低減させていく必要がございます。それを確実にするためにも、関係各位の皆さまにおかれましては、システム価格を継続的に下げていく、3~5年以内に半額にするためには何が必要なのかという原因分析、パネル本体、流通、施工などさまざまな分野があると思いますが、その中でどういう対策を講じていくかということをよく分析していただいて、コストダウンが継続的に進んでいくような対策をぜひ進めていただくようお願い申し上げます。以上です。

山地委員長

では、お答えいただきましょう。

渡邊省エネ・新エネ部新エネ課長

今の太陽光発電システムの市場価格なのですが、私どもとしましては補助金を出すときに、今はキロワット70万円以下のシステムに対してのみ補助金をお出しするという考え方です。これは来年度、今度の4月から65万円に下げるという計画でして、それによりまして5万円ほどのコスト低下への誘導効果が出るのではないかと考えております。

山地委員長

それでは辰巳委員、お願いいたします。

辰巳委員

ありがとうございます。

今ご説明いただきました資料3の3ページの計算のところ、まず分子の方です。「前年」と書かれているから、これは平成21年の1月~12月ですね。それで、下が「当年度」、これは4月~3月という意味ですかね。そこら辺の違いが私には理解できなくて、何か意味があるのだろうかと思いますので、それが一つ。

それからテレビで気が付いたのですが、ニュースの中で話題になっておりまして、発電能力に非常に地域差があると。だから、つけたいと思っても、発電能力が低ければ地域差が生じてあまり促進できないのだと伝えられていました。そういう地域差の公平性というのか、そういうのはどこかで担保できるのかどうか分かれればご説明いただきたいと思っております。

それから、手続きがやはり、先ほど事業者の方も面倒だとおっしゃっていましたが、消

費者にとってもとても面倒で、設置するときに補助金を頂くのも大変だし、さらに東京におりま
すと東京電力さんとの契約なども結果的にはなかなか自分でできなくて事業者の方をお願いして
しまうというふうなお話があったりしますもので、何かもう少しシンプルになればいいのに思っ
ておりました。

さらに広報につきましてですが、私自身も、もう5年ぐらいになります。太陽光発電をつけて
おりまして、今日、新しい計算書で「太陽光新制度」と書いてある計算書を持ってきているので
すが、それ以外何の説明もないのです。ワープロで打っただけの、こういう紙が1枚ぴらっと来
るだけなのですが、何かもう少しこのあたりにきちんと、新制度は一体何なのかとか。つけてい
る人は多分関心を持って、こういうことの推移を見ていると思いますが、そうはいえども、もう
少しきちんとしたご説明をちょうだいできないかと。今日の説明の中にありました、いろいろな
広報をこれから盛んにしていくとおっしゃっているのですが、やはりこういうところがまず第一
歩かと思ったりしましたもので。以上です。

山地委員長

では、これも簡単にお答えいただけますでしょうか。

渡邊省エネ・新エネ部新エネ課長

まず3ページの式の意味ですが、買取費用を需要家から回収するというので、買取費用の実
績を当然計算しなければいけないのですが、それは前の年の12月締めというか、今回の場合はた
またま1カ月分しかないのですが、要するに前の年1年間で掛かった実績をまず出します。それ
を回収するのは翌年度ということになりますので、先にお取りに掛かった負担の方の総額を出し
ておいて、それを翌年度の電気料金の回収のときに回収していくということになります。従って、
前年の負担を翌年度の電気料金と一緒に回収していくということになります。従って、回収の方
は翌年度の電力の総需要量ということになるのですが、これは想定でしか出てこないというか、
予測でしか出てこないの、予測値になります。そうすると当然、実際には誤差があるというか、
総需要電力量というのは若干変動があります。そうすると取りっぱぐれがあったり、逆に集め過
ぎたりということがあるので、それはまたさらに翌年度のときに、その分プラスマイナスして調
整していくという考え方です。

辰巳委員

すみません、言いたかったのは、「前年」と「当年度」と書いていますよね、何で割り算するの
に年度なら年度で揃えないのかというだけの話なのです。

渡邊省エネ・新エネ部新エネ課長

要は計算にどうしても時間がかかるので年末で一度統計を取って、それを精査した上で4月か

ら回収ということです。要するに12月までの費用の計算にちょっと時間がかかるということです。

それから、地域差の公平性の話なのですが、それは当然認識しております、これは二つ意味があると思うのです。一つは太陽光をつける方です。要は日照条件の悪いところは、つけてもなかなか採算が取りにくいということがございます。日照条件を変えてくれというのはなかなか難しいので、その地域地域に応じて、どういう新エネが一番その地域に適しているのかというのを考えながら、ぜひやっていただきたいと考えているところです。ただ、太陽光について言うと、山あいのすごく狭隘なところなどは別にして、実は日本全体的に、割と日照条件はそんなに変わらないと思っています。新エネルギー財団のデータでも、一番発電する高知県が、全国平均を1としたときに1.13ぐらいで、新エネ財団のデータで一番発電しないといわれていたのは、0.82ぐらいでした。ですから、そんなに差がないというか、プラス1~2割の範囲です。ちなみに、その一番発電しないところは秋田県なのですが、結構広いのです。土地が広いというか、東京に比べると、ご家庭の屋根も多分広いということです。そうすると発電量も増えるので、コスト回収も必ずしもそんなに難しいということではないのかなと。逆に東京などの方が結構屋根が狭く、どうかというのもあります。こういうことも含めてよくPRさせていただきたいと思っております。

逆に地域差でいうと、ちょっと心配なのが負担の方です。今日の資料でも、5ページの計算をご覧いただいても、北海道などの方が買取総額が少ないですね。相当小さくなっています。逆に沖縄は結構大きめということになるのかなと思うのですが、そういう地域間の格差が非常に顕著になってくれば、これは負担の方につながりますので、調節スキームを考えていかないといけないかと思えます。ただ、今回は11月・12月で、特に北海道は雪のシーズンですので、若干シーズンの特別な要素があるかと思えますので、もう少し長い目で見ていかないといけないかと思っております。以上です。

山地委員長

それでは大橋委員、お願いいたします。

大橋委員

ありがとうございます。2ページ目を見ても、価格のインセンティブを付けるということが導入に強い後押しになることが見て取れます。太陽光をはじめとして新エネ導入による低炭素化をすすめるにあたり、価格のインセンティブが、効果的であることを知らしめていると考えます。

今回、48円にすること及びそのサーチャージは22年度ゼロ円ということに関して、私自身異論はありません。ただし、そもそも48円にした経緯というのは、太陽光のシステムのコストの消費者側の実質的な負担をゼロにするために、キロワットアワー当たり、一体どれだけの補

助を付けたからいいかということで決められた制度だと理解しているのです。確かに今回、太陽光発電システムの価格は日も浅いこともあって下がらなかったわけですが、もしこの制度が今後とも続いていくと考えたときに、今後もこのシステム価格が下がらなかったらどうなってしまうのだろうか、という一抹の不安も持ちます。もちろん渡邊課長から今お話があったように、このような価格のインセンティブを事業者側にも付けて、コストの引き下げを促すということは今後に向けて効果的に聞こえますし、私の懸念している点は恐らく杞憂なのだろうとも思いますが、このように文章の中で書いてしまうと、将来もシステム価格に依存してしまうことにもなりかねないのかなと不安に思います。その点を踏まえ、当初システム価格をみて48円を決めたわけですが、その後の価格の付け方についてはまた別の考え方があっていいのかなと他方で思います。以上、コメントです。

山地委員長

渡邊課長、お答えいただけますでしょうか。

渡邊省エネ・新エネ部新エネ課長

もう少し詳細にご説明しますと、確かに平均で見ると価格はあまり変わっていないように見えますが、新築と既築に分けてみると、新築の方はあまり下がっていない。もともと新築はキロワット54万から57万ぐらいの範囲ですので、そんなに変わっていない。もともと低めだったということがあるのですが、既築の方は少し下がってしまっていて、70万ちょっと超えていたわけですが、72から73万ぐらいの平均値から今67から68万まで下がっているのではないかと。ただ、これは季節変動とか、いろいろなものがあるので、必ず下がっていますとは明確に言いにくいところが若干あるのですが、傾向的には下がっているという感じがあります。ただ、実は新築比率が増えています。要するに価格変動が少ない新築の家の方の数が増えているものですから、全体を平均すると下がっていないように見えるかもしれないのですが、確実に既築については下がってきていると感じています。ですから、来年度は補助金の要件を70万から65万に変更することを予定しております。

あと、やはり競争がかなり激しくなっております。外国企業との競争もありますし、もちろん国内メーカー同士の競争もありますので、メーカーさんは価格競争がかなり厳しいようですので、下がっていくだろうと思います。あとはシリコン価格の変動とか、そういう外部要因がございますが、これも当面は安定していると見ておりまして、大丈夫ではないかと思えます。

山地委員長

それでは鈴木委員、その後村越委員といきたいと思えます。

鈴木委員

東京電力の鈴木でございます。私から、まずこれまでの状況ですが、昨年9月にこういった制度が発表されまして、11月から買取りのスタートということで始めたわけですが、当社でいいますと、既設の設置者の皆さまが15万軒ぐらいございました。全国でいうと50万軒ぐらいあったかと思いますが、皆さまと新たな制度への買取りの切り替えということで契約の更改作業を精力的に進めさせていただいて、何とか混乱なくやってきたということ、まずご報告申し上げたいと思います。

それから、先ほど補助金でも、あるいは関西電力さんの例でも、3倍というお話がございましたが、新規の導入のお客さまは当社の場合も、たまたまかもしれませんが、昨今の今ごろに比べますと足元で3倍ぐらいのペースで増えているという状況になっております。従いまして、先ほど辰巳委員から手続き面等でいろいろ工夫されたしというお話をいただいたかと思いますが、こういったものを円滑に対応していくために、われわれも窓口での対応の簡素化とか、システムを使った対応とか、そういったことをいろいろと工夫させていただいています。ただ、最低限どうしても、今回は単価が、ご案内のとおり、いろいろ種類があります。契約ですから、単価が違えばそれぞれの範疇のお客さまかという確認を最低限させていただく必要があります。それから配電線への影響も、やはりどうしても最低限のチェックは必要です。それから、計量器を新たにつけさせていただくということで、その手配の関係の時間等が必要等々ございまして、どうしてもその辺は、最低限必要なことがあるということをご理解いただきたいと思っています。それ以外のところで極力省略化できるところは、われわれも鋭意努力してスムーズな導入というふうに対応してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

本日はもう1点、お願いです。制度をアナウンスしてから4カ月半ぐらいたちまして、その間、先ほど国の方にもたくさんご意見等が来たという伺いましたが、私どものところにもこの4カ月半で7000件を超える声をいただいています。大部分は、先ほどの国へのお話と同じように、制度のお問い合わせが大層ですが、中には、先ほどお話に出ましたような今後の負担に対する不安といったものもかなりございます。それから、かなりあったのは、問い合わせで説明を受けて初めて、特に負担の方ですが、そういうことになっているのかといったことで初めて理解したという声もかなり聞かれます。まだまだ周知が足りないのではないかといたした厳しいご指摘もございましたので、国の方で先ほどいろいろスケジュールを組んでやっていただくということがございました。また、この3月ぐらいにはリーフレットもご用意いただくということなので、私どもも検針のときに、私どものご説明と併せて、国の方のそういったものもきちんと配らせていただいで対応してまいりたいと思っています。

そういう中で、今回はゼロ円ということで、実質的な負担は来年度23年度からということかと

思います。この間、お客さまの意識も薄れてしまうというようなことも懸念しておりまして、節目節目で集中的にというような PR もこれからされるということですが、日常的にといいいますか、継続的に、いろいろな媒体等を通じて広報活動については引き続きよろしくお願ひしたいと。私どもも努力してまいりますが、そんなことで国の方にもよろしくお願ひしたいということで、よろしくお願ひいたします。

山地委員長

ご経験に基づく貴重な情報と、それから確かに 22 年度の負担はゼロですので、また 23 年度のときに忘れられているのも困りますから、広報は非常に重要だと思っております。

では村越委員、お願ひします。

村越委員

前回のときに、ほかの委員からも話が出たと思いますが、太陽光のシステムの価格が安くなるというのがやはり一番の肝であると思います。それは関西電力様からのご指摘のとおり、さまざまな分析と、それから確実に下げていく対策が必要ではないかと思ひます。サーチャージの価格がゼロということで、これは何の議論も問題もないのですが、例えば集合住宅に住んでおられる方、事業者の方々にとっては太陽光をつけるといつてもかなり限界がございますし、特に中小企業とか、小さな商店の方々に対しても負担はかかります。要するに便益を受けられない方に対してもサーチャージが課せられます全国民の第一歩というコンセプトは良いと思ひますが、便益を受けられない方に対する負担というのは税のような性格になると思ひますので、サーチャージの上限がどの程度までいけるのかを、時間をかけてご検討いただければと思ひます。

山地委員長

ありがとうございます。それでは中村委員、お願ひいたします。

中村委員

ありがとうございます。エネットの中村でございます。先ほど負担の話が出ていましたが、自由化領域のお客さまを持つ PPS として、負担についての広報について一言意見を述べさせていただきます。先ほど参考資料 6 の中でも、2 ページ目に事業者団体等の説明会で寄せられたということで、流通業や製造業の方から負担についてのコメントがあったように、こういった業界の方が、まさしくわれわれ新規参入者のお客さまだということの中で、今後の太陽光サーチャージの、負担についての広報について、ぜひきめ細かな対応を願ひたいということで一言意見を述べさせていただきます。

資料 3 の 7 ページの下部の方にも、今後 3 月から「一般電気事業者及び特定規模電気事業者の協力を得て」という形で記載させていただいているとおり、PPS も自分たちのお客さまである需

要家にエネ庁さんが作られたリーフレットを確実に内容を伝えるような形で要請され、そういう形で受けていきたいと考えております。このリーフレットの中身なのですが、自由化領域のお客さまを対象として作成されたリーフレットだとわれわれは認識しておりますが、中身がどうも一般的で、すべての需要家を対象としているというような感もあって、リーフレットの中身からは、PPS のお客さまもサーチャージを負担するという形のこと明示的になっていないように感じられます。一般電気事業者さんはこれでもいいのかもしれませんが、われわれ PPS も一緒に配布するということになりますと、やはりリーフレットを見てお客さんはどうなのかということをご判断されるということで、PPS のお客さまも全員参加型で負担するというようなことに触れられていないと、書かれていないのだから負担しなくてもいいと解釈されることを非常に危惧しているところです。

特に自由化領域のお客さまの中には、固定買取制度が始まって、負担は需要家に転嫁するのではなく、PPS や電力会社がすればよいと考えられているお客さまもいらっしゃいます。このリーフレットをお客さまに配布した場合、負担に関する問い合わせがかなり出てくるのではないかと思います。現時点でも PPS の需要家様から、なぜサーチャージを負担しなければならないかというような形で、根拠を示してほしいというような問い合わせも受けています。

今回、平成 22 年度の負担はゼロということで、実際にこれで何か不都合が起こるということはずまいと思いますが、今後実際に負担が発生することが確実な 23 年以降、一般電気事業者の需要家であるお客さまだけでなく PPS のお客さまである需要家もサーチャージを負担するのだということを、PPS の需要家のお客さまに負担をお願いするときに分かりやすい今回のリーフレットが根拠となりますので、ぜひそういった明示的な形で、われわれもお客さまにしっかりと説明できるような形で広報できるような形を考えていただければと思います。以上です。

山地委員長

広報は引き続き重要だと思いますので、今のご意見も組み入れて対応をお願いしたいと思います。

それでは本多委員、お願いいたします。

本多委員

すみません、皆さんの意見をお聞きしていて、まず本委員会の二つの論点であります、22 年度の買取価格の決定とサーチャージの料金については、私は太陽光発電協会を代表して、特に制度や価格の切り替えのときの混乱を少し心配していたのですが、今回、昨年 11 月から始まりまして、同じ 48 円で継続されるということで一安心といえますか、大変よかったというのが第一の感想です。それからサーチャージにつきましては、ゼロ円ということで計算式で出るものですか

ら、委員会でどうだという話でもないと思います。

それから、皆様のご意見の中で価格の問題が随分出ておりますが、実は価格について業界がどうこうというのは難しい面もあるのですが、まず価格を決める要因は何かというと、市場での競争だとずっと申し上げております。その意味で3倍の量に増えてきたというのは、やはり第一の目的はいかに普及させるかということにあって、その中でどう競争を促していくかというのが多分一番大きな要因になるかと思えます。もちろん業界メーカーとしても、コストダウンをしなければ勝ち残っていけないというのは重々分かっておりますので、それは日々努力していく所存です。

それからもう一つ、これは本委員会の主目的ではないと思うのですが、買取制度室に寄せられた意見の中で、非常に厳しい7%のところですが、基本的には現在の制度と、今世間でいわれております全量買取制度の負担の問題がごたごたになって、ちょうど今混乱といいますが、もし全量買取制度ができた場合の負担の議論というのはまだこれからだと思うのですが、その部分でユーザーさんなどにも少し混乱があるのではないかと思います。全量買取についてこの委員会で議論するというのは恐らく違うと思っているのですが、少なくとも制度の切り替えのときに、こういうストーリーでいきますというのがなるべく早めに出てくることが、恐らく今回のような買取制度室の大変たくさんの質問として出てきているのだと思います。混乱を軽減する手だてとして、早くストーリーを示すことではないかと思います。確かに業界の方にも、現在の制度のままで全量に切り替えるというふうな問い合わせもあります。まだ決まっていませんよということはお答えするのですが、やはりその辺はまだ一般に周知されていないのではないかと。まだこれからの話ですよということが説明の中では重要ではないかと思っております。ありがとうございます。

山地委員長

ありがとうございました。最後に触れられた全量買取については、ご存じのように今プロジェクトチームをつくって検討中で、3月ごろまでに案を複数出すと聞いております。そのときに今の余剰買取制度との関係というものも明らかになっていくと考えています。

事務局から何かこの件でございますか。

渡邊省エネ・新エネ部新エネルギー対策課長

山地先生から今ご説明がございましたように、経済産業省で昨年の11月に全量買取を検討するためのプロジェクトチームが立ち上がっております、3月をめどに幾つかのオプションといいますが、制度の案を提示するということになっています。ただ、もちろんその後またいろいろな方の意見を聞いて制度設計に入っていくということになると思いますので、折に触れて広報活動、とにかく広報活動に尽きると思うのですが、混乱が生じないような広報活動を心掛けていきたい

と考えております。

山地委員長

それでは辰巳委員、どうぞ。

辰巳委員

すみません、今のお話を伺っていて、もう少し説明してほしいと思います。

資料3の5ページに一覧表が出ておりまして、ゼロ円になったことで恐らく誰も異論はないと思いますが、ご説明があったように長期的な話もそうなのですが、今積み残しがあって次年度にそれがどのように反映されるのか、どのぐらいの金額になるのかなと心配される方もおられると思います。そういう予測もできないのでしょうか。次年度の買取額は分からないと思いますが、それとは別個に、今年度の実績から次年度を予測してどのぐらいになるのかというところのイメージが分かればいいのかなと思います。

もう一つあるのですが、この表は、透明性を持ってきちんと細かく説明しますというのが取りまとめの中でありましたものですからお聞きしますが、価格と発電量だけではなく、契約戸数はどのぐらいなのかというのも分からないのでしょうか。買取りをしている戸数です。例えば北海道電力さんは何戸とか、そういう数字は分からないのでしょうか、価格だけでなく、先ほどの公平性の話などにも関連しますので、何戸の住宅が設置されているのかという数字はないのでしょうか。

渡邊省エネ・新エネ部新エネ課長

太陽光発電の導入戸数の方は、先ほどの岩根委員と鈴木委員からもございましたが、各電力さんごとにそれぞれ契約数は把握されていると思います。ただ、今、私の手元にはございません。

来年度以降の予測についてですが、一つ難しいのは、今回は冬の時期なものですから、先ほど申し上げたように、特に北海道や東北は雪の影響がどうかというのが分からないところがあります。ただ、例年大体12月はどのぐらいの発電量になるとか、そういうデータがあるではないかという話もあるのですが、今年は、特に北陸などは雪が多かったという話を聞いておりまして、この場であまり軽々に予測しない方がいいのかなと思っています。いずれにしても、これは11月からの1カ月間の買取りですから、要するにこれを何倍かしたものというか、ちょうどこれを一けた増やしたぐらいのものが普通に考えると予測値になります。ただ、1年間でまたどんどん新しい太陽光パネルが設置されていきますから、それがどのぐらいのペースで伸びているというのを加味して大体予測値を出すことも可能かとは思いますが、先ほど申し上げましたように、この場で軽々に数字を言わない方がいいのかなと思います。ただ、来年もゼロになるということは多分ないだろうと思います。来年は零点零何円というサーチャージ単価になってくるというこ

とです。

山地委員長

よろしいでしょうか。ほかにご発言のご希望はございませんか。どうもありがとうございました。非常に活発なご議論になったと思います。

今いただいたご意見の中では、4月からの平成22年度の買取価格、それから太陽光サーチャージ単価について事務局案を変更すべきという意見はなかったと皆さんも了解していただけたと思います。従って、平成22年度の買取単価は事務局案どおり本年度の価格を維持するという一方で、サーチャージ単価はここで決めるというものではなくて、計算式がありますので、きちんと計算していることの確認ですが、確認しておりゼロであるということで、ご異議はございませんでしょうか。ありがとうございました。

少し私の意見を言わせていただくと、サーチャージはゼロだけれども、電力会社さんの負担で回収未収分が東京電力さんや中部電力さんだと2億とか3億ですし、関西電力さん、九州電力さんは1億近いということですから、相当な額ですよ。これは23年度のサーチャージの中で回収していくということですから、今回はゼロだから負担がないのだと誤解されないように皆さんもいろいろ広報に努めていただければと思います。

それとシステム価格ですが、これは本多委員もおっしゃいましたが、価格というのは競争とか、いろいろな条件で決まるわけですから、先ほど渡邊課長が説明された補助金の対象となる上限価格をキロワット70万円を65万円に下げていくとか、それから買取料金も、下げていくとか、そういう条件と、それに対するメーカー側さんの対応というダイナミックな関係があると思いますので、ぜひそこは間違わないようにしたいと、高止まりしているから高く買うという話ではないと私は理解しております。

本日はご審議いただき、ありがとうございました。先ほど確認したような結論をもって本委員会の結論としたいと思います。

それでは、事務局から今後の取り扱い等についてご説明をお願いいたします。

(2)その他

渡邊省エネ・新エネ部新エネルギー対策課長

活発なご議論をありがとうございました。ご案内のとおりこの制度は昨年の夏にこの小委員会でご議論いただいた結果を基に制定された大臣告示、今日は参考資料1としてお配りしておりますが、これに基づいて実施されております。従いまして、今日ご審議いただいた結果は大臣告示

を改正する形で反映させていただきたいと思っております。大臣告示の改正のためには、パブリックコメントが必要ですので、パブリックコメントを実施した上で、年度内には告示を出させていただきたいと考えております。具体的には、先ほど参考資料2について、今まで平成22年と書いてあったところを23年と書き換えると。要は単価は変わりませんので、そこを書き換えるということになるかと思いますが、そういった大臣告示を出させていただく手続きを取りたいと考えております。以上です。

山地委員長

ありがとうございました。それでは、本日はご多用のところ、ご出席いただきありがとうございました。全量買取の話が並行して進んでおりますので難しい点もありますが、この余剰買取の制度についての説明、広報はまだまだ必要ですので、皆様のご協力をお願いしたいと思います。最後に事務局を代表して、今度は横尾電力・ガス事業部部長から一言お願いいたします。

3.閉会

横尾電力・ガス事業部部長

電力・ガス事業部部長の横尾でございます。今日は活発なご議論をありがとうございました。買取価格は来年度維持でサーチャージはゼロ円ということで、買取価格の方はこの後パブリックコメントで大臣告示で定めるということで、サーチャージ単価の方は電気事業法上の特例認可の対象ですので、私どもで早急に認可手続きを進めていきたいと考えております。

今日は特に広報のお話がたくさんあったかと思えます。23年度からは実質的な負担があるということで、引き続き広報には、私どもは当然ですが、事業者の皆さま方もよろしくお願ひしたいと思っております。

それから、システム価格の低減ということも大変大事な課題です。日本のメーカーさんのみならず、海外のメーカーさんも日本への参入を狙っているということで、この制度は再生可能エネルギーの導入とともに産業政策としての面もありますので、まさに競争の中でぜひ価格を低減していただく努力をよろしくお願ひしたいと思います。

それと、全量買取との関係で先ほど議論がありましたが、制度が発効するとき、まだ全量買取の制度設計はこれからですが、できたときの制度のことについてはよく気にしながら、私どもも制度設計に努めていきたいと思っております。今日は誠にありがとうございました。

山地委員長

それでは以上で終わります。どうもありがとうございました。

了

【問い合わせ】

経済産業省資源エネルギー庁

省エネルギー新エネルギー部

太陽光発電買取制度室

電話：03-3501-1511（内線：4455）

FAX：03:3501-1365